

商標法に関するシンガポール条約に基づく規則（特許庁仮訳）

目次

第一規則	略称
第二規則	氏名又は名称及び住所の記載方法
第三規則	出願に関する細目
第四規則	代理及び送達のための宛先に関する細目
第五規則	出願日に関する細目
第六規則	書類に関する細目
第七規則	出願番号によらずに出願を特定する方法
第八規則	存続期間及び更新に関する細目
第九規則	期間を遵守しなかった場合の救済措置

第十規則 使用権の記録又は使用権の記録の修正若しくは取消しの申請に関する要件

第一規則 略称

(1) 「規則において定義される略称」

この規則の適用上、明示的に別段の定めがある場合を除くほか、

- (i) 「条約」とは、商標法に関するシンガポール条約をいう。
- (ii) 「条」とは、条約の当該条をいう。
- (iii) 「排他的な使用権」とは、一の使用権者のみに与えられる使用権であつて、名義人が標章を使用すること及び他人に使用権を与えることを排除するものをいう。
- (iv) 「単独使用権」とは、一の使用権者のみに与えられる使用権であつて、名義人が他人に使用権を与えることは排除するが、当該名義人が標章を使用することは排除しないものをいう。
- (v) 「非排他的な使用権」とは、名義人が標章を使用すること又は他人に使用権を与えることを排除しない使用権をいう。

(2) 「条約において定義される略称」

条約の適用上第一条において定義される略称は、この規則の適用上同一の意味を有する。

第二規則 氏名又は名称及び住所の記載方法

(1) 「氏名又は名称」

- (a) 者の氏名又は名称を記載すべき場合には、締約国は、次のことを要求することができる。
- (i) 当該者が自然人である場合には、記載すべき氏名については、姓及び名又は当該者が選択したときは当該者が通常使用している氏名とすること。
- (ii) 当該者が法人である場合には、記載すべき名称については、当該法人の完全な公式の名称とすること。

- (b) ファーム又はパートナーシップである代理人の名称を記載すべき場合には、締約国は、当該ファーム又はパートナーシップが通常使用している名称を当該名称の記載として認める。
- (2) 「住所」

- (a) 者の住所を記載すべき場合には、締約国は、当該住所について、郵便物が速やかに当該住所に配達されるための慣習上の要件を満たすように記載し、及びいかなる場合においても全ての該当する単位（建物番号があるときはその番号を含む。）を記載するよう要求することができる。

(b) 締約国は、異なる住所を有する二以上の者の氏名又は名称で自国の官庁に書類が提出される場合には、当該書類に通信のための宛先として一の住所を明示するよう要求することができる。

(c) 住所の記載については、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレスも記載することができ、また、通信の便宜のために、(a)の規定に従って記載された住所と異なる宛先も記載することができる。

(d) (a)及び(c)の規定は、送達のための宛先について準用する。

(3) 「その他の特定の方法」

締約国は、出願人、名義人、代理人又は関係する者の識別番号又はその他の識別方法が当該締約国の官庁に登録されている場合には、それを官庁に対する書類に記載するよう要求することができる。いかなる締約国も、電磁的形態によって提出される願書を除くほか、当該要件を遵守しなかったことを理由として書類を却下することができない。

(4) 「指定される文字」

締約国は、(1)から(3)までに規定する記載を自国の官庁が指定する文字で行うよう要求することができる

る。

第三規則 出願に関する細目

(1) 「標準文字」

締約国の官庁が標準とする文字（数字を含む。）を指定する場合において、出願人が当該官庁によって指定された標準文字で標章が登録され、及び公告されることを希望する旨の陳述が願書に記載されているときは、当該官庁は、当該標準文字で当該標章を登録し、及び公告する。

(2) 「色彩の主張を伴う標章」

出願人が標章の識別性のある特徴として色彩を主張する旨の陳述が願書に記載される場合には、官庁は、主張される色彩の名称又は色彩コード及び各色彩に関し、標章のうち当該色彩である主要部分の表示を記載するよう要求することができる。

(3) 「複製の数」

(a) 出願人が標章の識別性のある特徴として色彩を主張する旨の陳述が願書に記載されない場合には、締約国は、標章の複製に関し、次のものを要求することができる。

- (i) 標章が自国の官庁によって指定された標準文字で登録され、及び公告されることを出願人が希望する旨の陳述が願書に記載されることを自国の法令が認めていない場合又は当該陳述が願書に記載されていない場合には、白黒の複製五通
 - (ii) 標章が自国の官庁によって指定された標準文字で登録され、及び公告されることを出願人が希望する旨の陳述が願書に記載される場合には、白黒の複製一通
 - (b) 出願人が標章の識別性のある特徴として色彩を主張する旨の陳述が願書に記載される場合には、締約国は、標章の白黒の複製五通及び標章の色彩を付した複製五通を要求することができる。
- (4) 「立体標章」
- (a) 標章が立体標章である旨の陳述が願書に記載される場合には、当該標章の複製は、平面的な図面に表された複製又は写真による複製とする。
 - (b) (a)の規定に従って提出される複製は、出願人の選択により、一の方向から表された標章の平面的な図面若しくは写真又は二以上の異なる方向から表された標章の平面的な図面若しくは写真によって構成することができる。

(c) 官庁は、(a)の規定に従い出願人によって提出された標章の複製が立体標章の詳細を十分に表していないと認める場合には、出願人に対し、合理的な期間内に六以下の異なる方向から表された標章の平面的な図面若しくは写真又は当該標章の言葉による説明書を提出するよう求めることができる。この場合において、当該期間については、その求めにおいて指定する。

(d) 官庁は、(c)に規定する図面若しくは写真又は説明書が立体標章の詳細をなお十分に表していないと認める場合には、出願人に対し、合理的な期間内に当該標章の見本又はひな形を提出するよう求めることができる。この場合において、当該期間については、その求めにおいて指定する。

(e) (a)から(d)までの規定にかかわらず、一の平面的な図面又は写真によって標章の立体的な特徴を十分鮮明に表す複製一通は、出願日を認めるために十分なものとする。

(f) (3)(a)(i)及び(b)の規定は、立体標章について準用する。

(5) 「ホログラム標章」

標章がホログラム標章である旨の陳述が願書に記載される場合には、当該標章を表すものは、全体としてホログラムの効果を表す一又は二以上の図面又は写真とする。官庁は、提出された一又は二以上の図面

又は写真では全体として当該ホログラムの効果を表していないと認める場合には、追加の図面又は写真の提出を求めることができる。当該官庁は、出願人に対して当該ホログラム標章の説明書の提出を求めることもできる。

(6) 「動き標章」

標章が動き標章である旨の陳述が願書に記載される場合には、当該標章を表すものは、官庁の選択により、動きを描写した単一の図面若しくは写真又は連続した静止画若しくは動画とする。提出された一又は複数の図面又は写真では当該動きを描写していないと当該官庁が認める場合には、追加の図面又は写真の提出を求めることができる。当該官庁は、出願人に対して当該動きを説明する説明書の提出を求めることもできる。

(7) 「色彩のみからなる標章」

標章が色彩のみからなる標章である旨又は輪郭のない色の組合せからなる標章である旨の陳述が願書に記載される場合には、当該標章の複製は、当該色彩又は当該複数の色彩の標本とする。官庁は、一般名称により当該色彩又は当該複数の色彩を指定するよう求めることができる。当該官庁は、当該色彩若しくは

当該複数の色彩が商品にどのように付され、又はサービスとの関係でどのように使用されるかについての説明書を求めることもできる。当該官庁は、出願人が選択し、かつ、当該官庁が認める色彩コードにより当該色彩又は当該複数の色彩を記載するよう求めることもできる。

(8) 「位置標章」

標章が位置標章である旨の陳述が願書に記載される場合には、当該標章の複製は、製品における位置を示した一の方向から表された標章の平面的な図面又は写真とする。官庁は、保護を主張しない事項を示すよう要求することができる。当該官庁は、製品との関係における当該標章の位置を説明する説明書を求めることもできる。

(9) 「音標章」

標章が音標章である旨の陳述が願書に記載される場合には、当該標章を表すものは、官庁の選択により、五線譜表記、標章を構成する音の説明書、アナログの若しくはデジタルの音の記録又はそれらの組合せとする。

(10) 「視認することができない標識等によって構成される標章」

標章が音標章以外の視認することができない標識等によって構成される標章である旨の陳述が願書に記載される場合には、締約国は、自国の法令で定めるところにより、一又は二以上の標章を表すもの並びに当該標章の種類及び当該標章に関する詳細な記載を要求することができる。

(11) 「標章の音訳」

第三条(1)(a)(iii)の規定の適用上、標章が、官庁によって指定された文字以外の文字による事項若しくは当該官庁によって指定された数字以外の数字で表された数によって構成され、又はこれらの事項若しくは数を包含する場合には、当該事項又は数を当該官庁によって指定された文字及び数字で音訳するよう要求することができる。

(12) 「標章の翻訳」

第三条(1)(a)(iv)の規定の適用上、標章が、官庁が認める言語以外の言語による単語によって構成され、又はこれらの単語を包含する場合には、当該単語を当該官庁が認める一の言語又は二以上の言語のうちいずれか一の言語に翻訳するよう要求することができる。

(13) 「標章の実際の使用に関する証拠の提出のための期間」

第三条(3)に規定する期間は、願書が提出された締約国の官庁が実際の使用を条件として標章を登録する旨の決定を行った日から起算して六箇月以上とする。出願人又は名義人は、当該締約国の法令で定める要件に従うことを条件として、当該期間の延長を求める権利を有する。この場合において、各延長期間は、六箇月以上とし、延長期間の合計は、二年六箇月以上とする。

第四規則 代理及び送達のための宛先に関する細目

(1) 「代理人が選任される場合の住所」

締約国は、代理人が選任されている場合には、当該代理人の住所を送達のための宛先とみなす。

(2) 「代理人が選任されない場合の住所」

締約国は、代理人が選任されず、かつ、出願人、名義人その他の関係する者が当該者の宛先として当該締約国の領域内の宛先を設けている場合には、当該宛先を送達のための宛先とみなす。

(3) 「期間」

第四条(3)(d)に規定する期間は、関係締約国の官庁が同条(3)(d)に規定する書類を受理した日から起算するものとし、自己のために書類が提出された者の住所が当該締約国の領域内にある場合には一箇月以上と

し、当該住所が当該締約国の領域外にある場合には二箇月以上とする。

第五規則 出願日に関する細目

(1) 「要件を満たしていない場合の手続」

出願が官庁による願書の受理の時に第五条(1)(a)又は(2)(a)の要件を満たしていない場合には、当該官庁は、出願人に対し、当該要件を満たすよう直ちに求める。この場合において、当該要件を満たすべき期間については、その求めにおいて指定する。当該期間は、出願人の住所が関係締約国の領域内にある場合には当該求めの日から一箇月以上とし、当該締約国の領域外にある場合には二箇月以上とする。当該求めに応ずるに当たって特別の料金の支払を条件とされる場合には、これを支払う。官庁が当該求めを送付しない場合であっても、同条(1)(a)又は(2)(a)の要件は、影響を受けない。

(2) 「補完の場合の出願日」

出願人が(1)に規定する求めにおいて指定された期間内に、当該求めに応じ、及び必要な特別の料金を支払う場合には、出願日は、第五条(1)(a)に規定する全ての必要なものが官庁によって受理され、及び該当するときと同条(2)(a)に規定する必要な料金が当該官庁に支払われた日とする。出願人が当該期間内に、当該

求めに応じない場合又は必要な特別の料金を支払わない場合には、出願は、行われなかったものとみなされる。

第六規則 書類に関する細目

(1) 「書面に記載される書類の署名の付記」

締約国は、自然人の署名に次の表示を付記するよう要求することができる。

- (i) 当該者の姓及び名又は当該者が選択したときは当該者が通常使用している氏名の文字による表示
- (ii) 署名者の資格が明らかでない場合には、当該資格の表示

(2) 「署名の日付」

締約国は、署名に署名した日の日付を付記するよう要求することができる。付記することが要求されているにもかかわらず付記されていない場合には、署名したとみなされる日は、当該署名がされた書類を自国の官庁が受理した日又は当該締約国が認めるときは当該官庁が受理した日より前の日とする。

(3) 「書面に記載される書類の署名」

締約国の官庁に対する書類が書面に記載されたものであり、かつ、署名が要求される場合には、当該締

約国は、

(i) (iii)の規定が適用される場合を除くほか、自筆の署名を認める。

(ii) 自筆の署名に代えて、印刷された署名、スタンプによって押印された署名その他の形式の署名の使用又は印影若しくはバーコードラベルの使用を認めることができる。

(iii) 書類に署名する自然人が自国民であり、かつ、その者の住所が自国の領域内にある場合又は書類に代表して署名した法人が自国の法令の下で組織され、かつ、その法人が自国の領域内に住所若しくは現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有する場合には、自筆の署名に代えて印影を使用するよう要求することができる。

(4) 「電子的な送付手段によって提出される書面に記載された書類の署名」

書面に記載された書類が電子的な送付手段によって提出されることについて定める締約国は、(3)の規定に基づいて当該締約国が認める署名の図的表示が受理した書類上に現れているときは、当該書類は署名されたとみなす。

(5) 「電子的な送付手段によって提出される書面に記載された書類の原本」

書面に記載された書類が電子的な送付手段によって提出されることについて定める締約国は、書類の原本の提出について、次のことを要求することができる。

- (i) 先に送付した書類を特定する書簡を添付して官庁に提出すること。
- (ii) 官庁が電子的な送付手段によって当該書類を受理した日から一箇月以上の一定の期間内に提出すること。

(6) 「電磁的形態の書類の認証」

電磁的形態の書類の提出を認める締約国は、当該締約国が定める認証用の電子的なシステムを通じて当該書類を認証するよう要求することができる。

(7) 「受理日」

締約国は、文書が現に次のものによって受領され、又は料金が現に次のものに支払われたことを自国の官庁によって文書が受理され、又は自国の官庁に対し料金が支払われたとみなす場合について決定することができる。

- (i) 当該官庁の支部

(ii) 当該締約国が第二十六条(1)(ii)に規定する政府間機関である場合には、当該政府間機関の官庁に代わる国の官庁

(iii) 公の郵便業

(iv) 配達業又は機関であつて当該締約国が指定するもの

(v) 指定されている官庁の宛先以外の宛先

(8) 「電子出願」

(7)の規定が適用される場合を除くほか、締約国が電磁的形態又は電子的な送付手段による書類の提出を規定しており、かつ、当該書類がそのように提出された場合には、当該締約国の官庁が当該形態又は当該手段による書類を受理した日を当該書類の受理日とする。

第七規則 出願番号によらずに出願を特定する方法

(1) 「特定の方法」

出願番号によつて出願を特定するよう要求されている場合において、出願番号が付されていないとき又は出願人若しくはその代理人が出願番号を知らないときは、当該出願は、次のいずれかのものが提出され

たときに特定されたものとみなされる。

- (i) 官庁が与えた仮の出願番号がある場合には、同番号
- (ii) 願書の写し
- (iii) 標章を表すものであつて、官庁が願書を受理した日（当該出願人又はその代理人の知識の及ぶ限りにおいて記載する。）及び当該出願人又はその代理人が当該願書に付した識別のための番号を付記したものであるもの

(2) 「その他の要件の禁止」

出願番号が付されていない場合又は出願人若しくはその代理人が出願番号を知らない場合には、いかなる締約国も、出願を特定するために、(1)に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。

第八規則 存続期間及び更新に関する細目

第十三条(1)(c)の規定の適用上、更新の申請書を提出することができ、及び更新のための料金を支払うことができる期間は、更新が行われるべき日の六箇月以上前に開始し、当該更新が行われるべき日の六箇月以上後に終了する。更新が行われるべき日の後に更新の申請書が提出され、又は更新のための料金が支払われる

場合には、締約国は、割増料金の支払を更新の申請書の受理の条件とすることができる。

第九規則 期間を遵守しなかった場合の救済措置

(1) 「第十四条(2)(i)の規定に基づく期間の延長に関する要件」

第十四条(2)(i)の規定に基づく期間の延長を定める締約国は、期間の延長についての申請書が提出された日から合理的な期間、当該期間の延長を行う。当該締約国は、当該申請書について、次のことを要求することができる。

- (i) 申請人、関係する出願番号又は登録番号及び出願又は登録に関する自国の官庁に対する手続における行為のための期間（以下「関係する期間」という。）を特定するものを記載すること。
- (ii) 関係する期間が満了した日から二箇月以上の一定の期間内に提出すること。

(2) 「第十四条(2)(ii)の規定に基づく処理の継続に関する要件」

締約国は、第十四条(2)(ii)の規定に基づく処理の継続の申請書について、次のことを要求することができる。

- (i) 申請人、関係する出願番号又は登録番号及び関係する期間を特定するものを記載すること。

(ii) 関係する期間が満了した日から二箇月以上の一定の期間内に提出すること。怠った行為は、当該期間内に又は締約国が定める場合には申請とともに完了しなければならない。

(3) 「第十四条(2)(iii)の規定に基づく権利の回復に関する要件」

(a) 締約国は、第十四条(2)(iii)の規定に基づく権利の回復の申請書について、次のことを要求することができる。

(i) 申請人、関係する出願番号又は登録番号及び関係する期間を特定するものを記載すること。

(ii) 関係する期間が遵守されなかった理由を裏付ける事実及び証拠を示すこと。

(b) 権利の回復の申請書は、関係する期間が遵守されなかった原因が除去された日から締約国が決定する合理的な期間内に官庁に提出しなければならない。怠った行為は、当該期間内に又は締約国が定める場合には申請とともに完了しなければならない。

(c) 締約国は、(a)及び(b)の規定に基づく要件を満たすための最大限の期間として、関係する期間が満了する日から少なくとも六箇月以上の一定の期間を定める。

(4) 「第十四条(3)の規定に基づく例外」

第十四条(3)に規定する例外は、次の期間を遵守しなかった場合である。

- (i) 第十四条(2)の規定に基づいて既に救済措置がとられているものに係る期間
- (ii) 第十四条の規定に基づく救済措置の申請書の提出のための期間
- (iii) 更新のための料金を支払うための期間
- (iv) 審判部又はその他官庁の枠組みの中で設置された再審を行う組織に対する行為のための期間
- (v) 当事者間手続における行為のための期間
- (vi) 第三条(1)(a)(ii)に規定する申立て又は第三条(1)(a)(iii)に規定する申立てのための期間
- (vii) 締約国の法令に基づき係属中の出願について新たな出願日を設定することを可能にする宣言書の提出のための期間
- (viii) 優先権の主張の訂正又は追加のための期間

第十規則 使用権の記録又は使用権の記録の修正若しくは取消しの申請に関する要件

(1) 「申請の内容」

- (a) 締約国は、第十七条(1)の規定に基づく使用権の記録の申請書に次のものの全部又は一部を記載し、又

は添付するよう要求することができる。

- (i) 名義人の氏名又は名称及び住所
- (ii) 名義人が代理人を有する場合には、当該代理人の氏名又は名称及び住所
- (iii) 名義人が送達のための宛先を有する場合には、当該宛先
- (iv) 使用権者の氏名又は名称及び住所
- (v) 使用権者が代理人を有する場合には、当該代理人の氏名又は名称及び住所
- (vi) 使用権者が送達のための宛先を有する場合には、当該宛先
- (vii) 使用権者がいずれかの国の国民である場合には当該国の名称、使用権者がいずれかの国に住所を有する場合には当該国の名称及び使用権者がいずれかの国に現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有する場合には当該国の名称
- (viii) 名義人又は使用権者が法人である場合には、当該法人の法的性質並びにその法令に基づいて当該法人が設立された国の名称及び該当するときは当該国の地域であつてその法令に基づいて当該法人が設立されたものの名称

- (ix) 使用権の対象となる標章の登録番号
- (x) ニース分類の類に従って類別された登録をを求める商品又はサービスの名称（類別された商品又はサービスの各群の前には当該群が属する同分類の類の番号を付するものとし、同分類の類の番号の順序で各群を表示する。）
- (xi) 使用権が排他的な使用権、非排他的な使用権又は単独使用権であるかどうか。
- (xii) 該当する場合には、当該使用権が登録に係る領域の一部のみに関するものである旨及び当該領域の一部についての明確な記載
- (xiii) 使用権の存続期間
- (b) 締約国は、第十八条(1)の規定に基づく使用権の記録の修正又は取消しの申請書に次のものの全部又は一部を記載し、又は添付するよう要求することができる。
 - (i) (a) (i) から (ix) までに規定するもの
 - (ii) 当該修正又は取消しが (a) に規定するものに関する場合には、記録される修正又は取消しの性質及び

範囲

(2) 「使用権の記録のための補助的な文書」

(a) 締約国は、使用権の記録の申請書に、申請人の選択により、次のいずれかのものを添付するよう要求することができる。

(i) 使用権の契約書における契約の当事者及び使用権の対象となる権利を表示する部分の抄本であつて、公証人その他の権限のある公の当局により当該契約書の真正な抄本であることが認証されているもの

(ii) 規則で定める使用権に係る陳述書の様式に相当する内容で、かつ、名義人及び使用権者の双方が署名した使用権に係る陳述書であつて、認証されていないもの

(b) 締約国は、使用権の契約の当事者でない共同名義人が自己の署名した文書において当該使用権に明示の同意を与えるよう要求することができる。

(3) 「使用権の記録の修正のための補助的な文書」

(a) 締約国は、使用権の記録の修正の申請書に、申請人の選択により、次のいずれかのものを添付するよう要求することができる。

(i) 申請された使用権の記録の修正を裏付ける文書

(ii) 規則で定める使用権の修正に係る陳述書の様式に相当する内容で、かつ、名義人及び使用権者の双方が署名した使用権の修正に係る陳述書であって、認証されていないもの

(b) 締約国は、使用権の契約の当事者でない共同名義人が自己の署名した文書において当該使用権の修正に明示の同意を与えるよう要求することができる。

(4) 「使用権の記録の取消しのための補助的な文書」

締約国は、使用権の記録の取消しの申請書に、申請人の選択により、次のいずれかのを添付するよう要求することができる。

(i) 申請された使用権の記録の取消しを裏付ける文書

(ii) 規則で定める使用権の取消しに係る陳述書の様式に相当する内容で、かつ、名義人及び使用権者の双方が署名した使用権の取消しに係る陳述書であって、認証されていないもの